大阪府介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び

厚生労働大臣表彰　推薦要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰（「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要領」（令和５年１月12 日厚生労働省老健局長決定）に基づく表彰をいい、以下「内閣総理大臣表彰」という。）及び介護職員の働きやすい職場環境づくり厚生労働大臣表彰（「介護職員の働きやすい職場環境づくり厚生労働大臣表彰実施要領」（令和５年１月26 日厚生労働省老健局長決定）に基づく表彰をいい、以下「厚生労働大臣表彰」という。）に関し、大阪府が表彰候補者の推薦を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

（推薦の目的）

第２条　内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰の推薦は、以下の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

1. 事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善に

　　つながっている取組

1. 職員の採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援

　　制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組

1. 介護テクノロジー等の活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務

負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組

（推薦の対象）

第３条　介護サービス事業所・施設等（以下「事業者」という。）のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、極めて顕著な功績がみられた、以下の事業者を対象とする。

また、事業者については、介護保険法（平成９年法律第123 号）、老人福祉法（昭和38 年法律第133 号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13 年法律第26 号）に基づく以下の事業者とする。また、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する者を含むこととする。

なお、本表彰の対象は、事業者単位であり、運営法人単位ではない。

また、各事業者における取組を広く紹介するため、同一の法人が運営する事業者を複数推薦する事は行わない。

（１）訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事

業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅

介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所及び居宅療養管理指

導事業所

（２）通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通

所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

（３）短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

（４）多機能型サービス事業所

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

（５）介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、

介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人

ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

（推薦の方法）

第４条　知事は、表彰候補者の推薦にあたっては、推薦事業者の検討を行う委員会（以下「委員会」という。）を置き、次項により応募のあった推薦事業者と併せて、厚生労働省が公募し大阪府あてに送付された推薦事業者について委員会から意見を聴取したうえで選定を行うものとする。なお、委員会の設置・運営及び検討の基準について必要な事項は、知事が別に定める。

　　　また、推薦者数は厚生労働省からの依頼に基づくものとする。

２　推薦に応募する事業者は、別に定める提出期日までに知事あてに推薦事業者調書（様式第１号）及び関係法令遵守報告書（様式第２号）を提出するものとする。

３　次の各号のいずれかに該当する事業者については選定しない。

（１）過去３年以内に介護保険法に基づく指定の取消し等の処分を受けた事業者

（２）過去３年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表され

　　　た事業者

４　応募にあたり提出された資料等の内容に虚偽がある場合、推薦事業者等に重大な法令違反若しくは行政処分等が発覚した場合、又は知事が推薦にふさわしくないと判断した場合には、推薦の取消し等を行うことができる。

（その他表彰に係る留意事項）

第５条

内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した事業者に対する表彰式、内閣総理大臣との意見交換会を実施する予定であるため、表彰された事業者は、事業者の代表者及び介護職員等現場の職員が出席すること。

附則

この要綱は、令和５年９月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年１月29日から施行する。